

## 第2次士別市子どもの権利に関する行動計画

### 1. 目的

「士別市子どもの権利に関する条例」について、総合的かつ計画的に進めるため、条例第19条の規定に基づき「子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

### 2. 行動計画の考え方

条例第1条「子どもの権利条例の目的（理念）」に基づき、「子どもがいきいきと育つことのできる、子どもにやさしいまちづくり」をめざします。

条例第3条「基本的な考え方」に基づき、子どもの最善の利益を第一に権利の主体として尊重する考え方に立って行動計画を定めます。

### 3. 行動計画の目標

- ①子どもの権利に関する市民の意識の向上
- ②地域全体での子育て支援
- ③子どもの意見表明・参加の促進
- ④子どもの権利侵害に関する相談・救済

### 4. 行動計画の期間

2018年度～2021年度（4年間）

なお、本計画はまちづくり総合計画の実行計画と連動させた期間とします。

## 5. 重点施策と主な事業内容

条例の第4章「子どもに関する施策の推進」について、具体的な取り組みを定めます。

- ①子どもの権利の周知と学習支援（条例第15条）
- ②子育て家庭への支援（条例第16条）
- ③育ちを支える居場所づくり（条例第17条）
- ④意見表明や参加の促進（条例第18条）
- ⑤子どもの権利侵害に関する相談、救済（条例第20条）

## 6. 推進体制

市は、この計画に掲げた子どもに関する施策について、全庁的な連携のもとに、所管する部局が主体となり、子どもの意見や要望を聴きながら、事業を実施します。

あわせて、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民などと連携を図り、子どもに関する事業を推進します。

さらに、市民による「土別市子どもの権利委員会」を設置し、行動計画の達成状況についての評価と検証を行います。

## 7. 重点施策と主な事業内容

計画の内容	重点施策	主な事業内容
<p>1. 子どもの権利の周知と学習支援</p>	<p>1. 子どもの権利に関する市民への啓発・広報の充実</p> <p>2. 子ども自身が子どもの権利を学ぶための学習推進</p>	<p>1. 子どもの権利に関する市民の意識の向上</p> <p>①ホームページや広報紙、イベント等を活用して、効果的な啓発・広報を実施します。</p> <p>②意識向上を図るため、保護者や育ち学ぶ施設の職員等の学習会を実施します。</p> <p>2. 子どもに関わる団体との連携</p> <p>子ども会やスポーツ少年団、PTA、民生委員・児童委員など、子どもに関わる団体や地域住民が、子どもの権利について学習する際に、学習資料の提供及び講師の派遣を行います。</p> <p>3. 「子どもの権利の推進月間」の取り組み</p> <p>11月を「子どもの権利の推進月間」として位置付け、子どもの権利についての啓発運動を実施します。</p> <p>1. 育ち学ぶ施設における子どもの権利学習の推進</p> <p>①子どもの権利学習用パンフレットの配布、ポスターを掲示するなど、啓発に努めます。</p> <p>②学校において、朝の会や帰りの時間、学級活動や道徳などの授業を通じて、子どもの成長過程に合わせ「子どもの権利」に関する学習を進めます。</p>



計画の内容	重点施策	主な事業内容
<p>2. 子育て家庭への支援</p>	<p>1. 子どもを持つ親の子育てに関する支援の充実</p>	<p>1. 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援</p> <p>①安心して親になるための支援や子育てに関する悩みや不安などの相談に応じるなど、その支援や相談体制の充実に努めます。</p> <p>②子育てに関する情報の提供や親子の交流の場、子育てに関する学習の場の充実に努めます。</p> <p>③子どもたちの生活リズムを見つめ直す機会の提供や望ましい生活習慣の定着を図る取り組みを進めます。</p> <p>(具体的な事業)</p> <p>マタニティ・スクール、乳幼児全戸訪問、子育て支援センター事業、家庭教育推進事業等</p> <p>2. 経済的負担の軽減</p> <p>経済的負担を軽減するため医療費等の助成を行うとともに、仕事と子育てを両立できるような多様な働き方に対応した保育サービス施策を充実します。</p> <p>(具体的な事業)</p> <p>ハッピーマタニティ事業、乳幼児等医療費給付事業、就学援助事業、ひとり親家庭等児童入学資金支給事業、特別保育推進事業、ファミリーサポートセンター事業等</p> <p>3. 地域全体での子育て支援</p> <p>①育ち学ぶ施設をはじめ子育て支援に関する団体や機関、子育てサークルや民生・児童委員と連携して子育て支援のネットワークづくりを進めます。</p> <p>また、地域住民や家庭教育サポート企業と連携して子育て家庭への支援を行います。</p> <p>②子どもたちにとって重要な基本的生活習慣(早ね早おき朝ごはん)を定着させるために電子メディアの利用について家庭内におけるルールづくり等の啓発に努めます。</p> <p>(具体的な事業)</p> <p>早ね早おき朝ごはん運動、チャレンジスクール、電子メディア利用に関する講演会の実施等</p>

計画の内容	重点施策	主な事業内容
<p>3. 育ちを支える居場所づくり</p>	<p>1. 子どもの居場所の環境整備</p> <p>2. 子どもの居場所づくり</p> <p>3. 異なった世代との交流</p>	<p>4. 小児科医療の整備</p> <p>地域における小児科医療については、子育て環境の充実を図るため、今後も、必要な医療が適切に受けられるよう、センター病院である名寄市立総合病院との連携に努めます。</p> <p>1. 子どもの居場所の環境整備</p> <p>子どもたちの主体的活動を支援するため、北地区子どもセンター（仮称）を建設し、安全で安心な子どもたちの居場所となる施設整備を進めます。</p> <p>1. 放課後等の居場所づくり</p> <p>子どもの放課後等の居場所の中心となる児童館等については、引き続き施設の運営の充実に努めます。</p> <p>①児童館等で実施している放課後児童クラブの運営を充実するとともに、児童館の利用を促進するため行事等の充実に努め、子どもの健やかな育成を図ります。</p> <p>②障がいのある子どもの放課後や長期休業中の居場所の確保と支援の充実に努めます。</p> <p>（具体的な事業） 放課後等デイサービス事業</p> <p>2. 中高生の居場所づくり</p> <p>あけぼの子どもセンター及び北地区子どもセンター（仮称）を開設し、中学生や高校生が安心して仲間と集うことができる場所を確保するとともに、自主的に企画する事業等に対して必要な支援を講じます。</p> <p>1. あけぼの子どもセンター等の活用</p> <p>子どもたちの豊かな自己の育ちを支援するため、異なった世代の人々と交流を図ります。</p> <p>①あけぼの子どもセンターやいきいき健康センターにおいて、各センターを利用する子どもや大人が世代を超えて交流できる事業に取り組みます。</p>

計画の内容	重点施策	主な事業内容
	<p>4. 文化・スポーツ活動等への参加</p>	<p>②あけぼの子どもセンターを利用する子どもと小規模な小学校に通う子どもが交流できる事業を実施します。</p>  <p>1. 文化やスポーツ活動などへの参加促進  子どもの成長に欠かすことのできない、感性を養うために必要な音楽や美術などの「文化・芸術活動」や、「スポーツ活動」の機会づくりを進めます。  (具体的な事業)  土曜子ども文化村、子ども芸術劇場事業、市民クロスカントリー大会等</p>

計画の内容	重点施策	主な事業内容
4. 意思表示や参加の促進	<p>1. 子どもの意見発表や参加の促進</p> <p>2. 育ち学ぶ施設での行事への参加や意見発表の推進</p>	<p>1. 子どもの参加に対する条件整備 子どもに関する施策に、子どもの意見を反映するように努めます。 また、子どもの意見発表については、その機会を提供するとともに、子ども自らの意見や考えを安心して表明できるよう、子どもに関わる事業について毎年検証・評価を行い、参加しやすい体制づくりの強化に努めます。</p> <p>2. こども夢トーク、子ども議会の開催 全ての小中学校を訪問し、夢や思いを語る「こども夢トーク」や、市政や議会に対する理解・関心を深め、意見を議場で発表する「子ども議会」を開催し、子どもたちのアイデアや提言をまちづくりに生かします。</p> <p>3. 子どもの権利に関する行動計画への子どもの意見の反映 子どもの家庭生活や学校生活、さらに将来に深く関連する問題などについて、子どもの権利に関するアンケート・子ども議会・子ども夢トーク・子ども会リーダークラブとの交流等を通して、行動計画に子どもの意見を反映します。</p> <p>1. 育ち学ぶ施設での行事への参加や意見発表の推進 育ち学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもや保護者などの参加を促し、意見を発表する機会を提供するとともに、子どもが主体的に活動できるよう支援します。 ①関係者は、各種行事や事業実施に際して、企画段階から子どもの参画を積極的に進めます。 ②子ども、保護者などに施設の運営等に関する情報を提供することで、参加を促し、意見を聴きながら施設運営を進めます。 ③関係職員に、子どもの権利や人権尊重についての資料を作成、配布し、研修・学習の推進に努めます。</p>

計画の内容	重点施策	主な事業内容
	<p>3. 地域での子どもの自主的な活動の支援</p>	<p>1. 子どもの主体的な活動の支援          公民館子ども会事業や自治会行事、地域のイベント等において、子どもがさまざまな体験をし、異なった世代との触れ合いや交流できる機会を提供し、子どもたちの自主的活動を地域の大人が支援します。          (具体的な事業)          公民館子ども会事業、わんぱくフェスティバル等</p> 
	<p>4. 子どもの発達に応じた支援</p>	<p>1. 子どもの社会参加への支援          障がいのある子もない子も、積極的に交流を図り、ともに育ち学びながら、地域や社会へ参画できるよう支援します。          あわせて、その保護者に対する支援の充実を図ります。</p> <p>①発達の違いや障がいのある子どもなどの放課後等の居場所として建設する北地区子どもセンター(仮称)において、子どもの発達に応じた支援に努めるとともに、障がいのある子もない子も交流することができる施設運営を進めていきます。</p> <p>②児童相談支援センターを中心に、発達の違いや障がいのある子どもの保護者に対する相談・支援の充実に取り組みます。</p>



計画の内容	重点施策	主な事業内容
<p>5. 子どもの権利侵害に関する相談・救済</p>	<p>1. 相談体制の充実と相談機関の連携促進</p>	<p>1. 子どもに関する相談体制の充実  相談専用電話、メールでの相談受付を継続するとともに、子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。  (主な相談機関)  家庭児童相談室、青少年相談室、のぞみの電話等</p> <p>2. 相談機関についての広報充実  ①ホームページや広報紙、子どもに関わるイベント等を活用して、効果的な啓発・広報を実施します。  ②啓発カードを全小学生・中学生・高校生に配布します。  ③育ち学ぶ施設等に、相談機関を知らせるポスターやチラシ等の配布・掲示を行います。</p> <p>3. 学校における相談体制の整備  ①相談場所の確保や相談しやすい時間の設定等について、充実を図ります。  ②小規模な学校に対する相談体制の充実を図ります。</p> <p>4. 相談機関の職員の研修充実  相談員の研修を実施するとともに、相談員相互の情報交換等を行い、その研鑽に努めます。</p> <p>5. 児童虐待やいじめ等の防止と対応  ①要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催します。  ②個々の事案に対するケース検討会議を必要に応じて開催します。  ③オレンジリボンキャンペーン運動を推進します。</p>

計画の内容	重点施策	主な事業内容
	<p>2. 不登校等の子どもの居場所に関する支援</p> <p>3. 子どもの権利侵害に対する救済体制の整備</p>	<p>1. 不登校等の子どもに対する関係機関の連携促進</p> <p>①不登校・いじめ問題等対策連絡会を開催します。</p> <p>②ケース検討会議を随時開催します。</p> <p>③不登校等の子どもを支援する団体との連携を図ります。</p> <p>2. 適応指導教室の開設</p> <p>不登校等の子どもの社会的な自立を支援するため、悩み相談や体験学習を行う適応指導教室の充実を図ります。</p> <p>1. 救済体制の整備</p> <p>救済委員会を設置し、権利侵害に関する相談・救済体制の充実を図ります。また、市民が相談機関等を利用しやすいように広報の周知に努めます。</p> <div data-bbox="815 1043 1310 1413" data-label="Image"> </div>

## 8. 行動計画数値目標設定一覧

この計画を進めるため、各種事業の目標値を設定し取り組みを推進します。

※条例の認知度及び相談機関の認知度の現状値は、2017（平成 29）年度子どもの権利に関する意識調査結果による。

※現状のパーセンテージは「どんなもの（ところ）か知っている」「どんなもの（ところ）か、まあまあ知っている」「名前を聞いたことがある」の3回答の合計率である。

計画の内容	事業内容	現状	達成目標 (2021 年度)
1. 子どもの権利の周知と学習支援	1. 子どもの権利条例の認知度の向上	子ども 47.2% 保護者 76.5%	子ども 60.0% 保護者 80.0%
	2. 子どもの権利についての学習活動等の実施	人権教室参加 随時	継続
		育ち学ぶ施設学習会 年1回	継続
3. 子どもに関わるイベントや育ち学ぶ施設における周知・広報活動の実施	年3回	年5回	
2. 地域全体での子育て支援	1. 基本的生活習慣の定着を図る取り組みの実施	早ね早起き朝ごはん運動の実施 随時	啓発資料の配布
		電子メディアの適正な利用の推進 随時	講演会、学習会の実施 年1回
3. 育ちを支える居場所づくり	1. 育ちを支える居場所づくり (2019 年北地区子どもセンター（仮称）における放課後等デイサービス事業の実施)	—	1ヶ所
4. 意志表明や参加の促進	1. 子ども議会の実施	毎年開催	継続
	2. こども夢トークの実施	市内小中学校 全校実施	継続
5. 子どもの権利侵害に関する相談・救済	1. 相談機関の理解度の向上	子ども 88.8% 保護者 88.0%	子ども 95.0% 保護者 95.0%
	2. オレンジリボンキャンペーンの街頭啓発の実施	年1回	継続
	3. 不登校等の子どもに対する支援	適応指導教室の開設 1ヶ所	継続
	4. 子どもの権利救済体制の整備	子どもの権利救済委員会の設置	継続